

# 大学・短大における相談支援に関する一考察

堂原 洋子\*, 清原 浩\*\*

Thoughts on the Consultation Support Systems at Universities and Junior Colleges

Yoko Dohara\* and Hiroshi Kiyohara\*\*

---

大学の変革が続いている。それは大学の各部門に従来とは違うあり方が求められていることを指している。学生相談室も例外ではない。本論文では、学生相談とは何かを概観し、本学の相談支援を振り返りながら、他大学の先駆的な支援をみることで課題の確認をし、今後の支援に繋げることを試みた。その結果、改善の余地が残されていることが示唆された。

**Key Words:** 「学生相談」, 「学生支援」, 「少子化」, 「大学運営」, 「捉え直し」

(Received September 24, 2015)

## はじめに

学生相談というどのようなイメージが浮かぶのであろうか。最近では、イメージは大幅に変わってきたとはいえ、気分障害や不安障害等の精神科的な病気のある学生を支援するごく例外的な学生支援といったイメージを持たれている大学人が多いのではないだろうか？

一方、田中健夫他（2003）によると、アメリカでは「大学が市民の子息を預かり、生活その他の面で学生を指導することによって、知的にも人格的にも成長を促し、卒業時に立派な市民とすることが使命」ととらえ、その使命の大きな部分を担っていくのが学生相談の役割と理解されていた。また、イギリスでは、学生相談の理念は「大学生活の中で学生が十分に機能することができるように支援することであり、心理的・情緒的なサポートを行うことである」と考えられている。いずれにしても、学生を主体に考えられ、それもすべての学生の支援が念頭に置かれている。

平成12年の文部科学省の「大学における学生生活の充実方策（報告）－学生の立場に立った大学づくりを目指して－」に依れば学生相談の件数が「近年増加している」と報告されている。少子化時代の学生数減少の中で、大学の置かれている状況は厳しさを増し、また同時に全入時代を迎え学生の質も変化し、容易に退学や休学を希望する学生の指導に、教員はエネルギーを削られている現実がある。そしてこのような指導について以前は「学生相談」という用語が使

---

\* 鹿児島純心女子短期大学生活学科こども学専攻（〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号）

\*\* 鹿児島大学名誉教授・鹿児島メンタルサポート研究所所長（〒890-0081 鹿児島市唐湊4丁目18-11-301）

われていたが、近年は「学生支援」という用語も広く浸透し使われている。

本学においては、短大であり担任制を敷いて支援していることもあり、所謂学生相談対象の学生は元々少ないと理解されていることから、専任カウンセラーの必要性は低いと考えられている。しかし、退学や休学の理由や微増の状況から真にそうなのかと常々疑問があった。また、相談担当者による人間関係論や相談関係の授業のレポートから様々なことを抱えている学生が多く、若しくは適切な支援があればよりよく成長発達するであろうと思われる学生も少なくない。これらから本研究では現在の大学における学生相談全般を歴史も含め概観し、昨今の学生相談・支援の状況を把握し理解することで、本学における今後の学生相談支援のあり方を検討する。

## 1. 現代学生の特徴と学生像の変化

和光大学の川上(2014)は、さまざまな研究者の著作を引用しながら、現代の学生の諸特徴について4つの側面から紹介している。

まず、心理面から見ると次のような特徴が見える。葛藤を抱えきれず、悩みを通り越して、すぐに「落ち込む」あるいは「身体化する」(たとえば、お腹が痛くなる、吐き気がする等)傾向、すぐ「行動化する」(たとえば、不登校、ひきこもりなど)傾向、本人も何が問題なのかを明確化できず、問題解決を性急に求める傾向などである。これらの傾向の背景にあるのは、「わたし」の断片化と自我の解離(ばらばら化)ともされている。

次に修学・進路については、休学・退学率の増加傾向にかかわって、その理由に勉学意欲の喪失など消極的な理由を上げる群が、例えば留学など積極的な理由を述べる群の2～3倍あること、つまり進学目的が不明瞭なこと、高校と大学の学習のギャップ(大学では能動的な学習スタイルが求められる)が大きいこと、さらには社会に出ることを先送りしたいという心理が働いて留年などを繰り返す、結果的に退学となる学生が一定数いると指摘されている。

さらに親子関係について言えば既によく知られていることとして、履修登録から就職先の決定に至るまで親が関与し、学生は「巣立てない」、親は「子離れしない」現象、就職等については、親の期待を過剰に取り入れ、つきたい職業を見いだせず転職を繰り返す卒業生が増えている等が指摘されている。

その他としては、出席に固執する気まじめさ、物事を複数の視点からとらえられない自分中心性、カウンセリングにはくるけれどカウンセラーの見解には耳を傾けようとしない頑固さなど、数多くの興味ある特徴を上げている。

まとめて、川上は現代の学生が「葛藤を抱えず、即時的に自己の側面を分断・解離させる構造」にあり、それによってこころの状態を言葉に表すことができず身体化する学生が増えるというメカニズムを理解することができた」とし、「密着した親子関係から主体性が育ちにくい状況にあり、それにともなって修学・進路の課題を抱えるという悪循環的な関連性が明らかになった」と結んでいる。

執筆時期は少しさかのぼるが、さらに大きな視点から京都大学の藤原(1998)は次のように学生像の変化を鳥瞰している。

まず、学生相談という視点から見ると、新制大学発足当初ごろの貧困等による修学上の問題学生像、以下時代とともに自殺・健康診断上の問題学生像、スチューデント・アパシー等の意欲減退および不本意入学等の非適応上の問題学生像、未熟化等の問題学生像、そして、現在（執筆当時）はそれらを総合的に含む多様化・複雑化した問題学生像と変わってきたとしている。さらに、大きな視点からの変化として、同じく藤原（1998）は次のように特徴づけている。

明治の大学設置当初の少数エリート学生像、第二次世界大戦前後の旧制高校・バンカラ気風をもった学徒動員学生像、戦後の民主主義知識を身につけた新制ないしは学制改革学生像、貧困生活と社会改革の先駆者としての全学連学生像、60年安保・大衆化傾向・経済成長・大規模化時代の安保学生像、大学管理法・世間の学生びいきの後退期の全共闘学生像、バブル経済・消費者・商品としての学生・共通一次世代の学生像そしてバブル経済の崩壊・18歳人口の減少傾向・大学改革・多様化時代の現代学生像としている。そして藤原は次の言葉で結んでいる。「これらの学生像が、じつにその時代状況を反映していることが分かる」、「学生相談もまた、こうした学生像・大学像の変遷とともに、その時代の学生に主要な心の問題を反映しながら歴史を刻んできたことが考えられる」としている。

## 2. 現代学生の相談内容

それでは、1節に述べた特徴をもつ学生が具体的にはどのような相談事項をもって、相談室に来るのであろうか。いくつかの大学の報告を紹介したい。

まず、新潟青陵大学のキャンパスライフサポート室の岡田他（2010）は、同大学看護福祉心理学部および短期大学部学生567人に対してサポート室（ほぼ学生相談室と同じ機能をもつ）に関する意識調査を行った。その調査項目の中で「来室するとしたら、どのようなことで利用してみたいと思いましたか？（複数回答可）」と質問したところ、以下のような結果を得たという。きわだって多かったものは、就職問題（209人）、進路問題（159人）、将来の問題（113人）そして自分の性格（75人）とあり、意外にも対人関係や学生生活の問題は比較的少なかったようだ。しかし、本論文執筆者は「自分の性格」について相談したいとあったのは、その背景に対人関係等の悩みがあるのではないかと想像した。

次に、立命館大学びわこ・草津キャンパスの学生相談室の利用状況の分析を行った契約カウンセラーの與久田巖他（2011）によると、2007年度の面接数1,413人の面接内容内訳は心理相談（性格、家族内外の人間関係、恋愛、精神衛生、その他）50%、修学相談（学業・履修、転部・退学、休学・退学、課外活動、その他）28%、進路相談（進学・就職、将来のこと、その他）15%、生活相談（健康・身体、経済、アルバイト、事件・事故、その他）6%となっている。本論文執筆者としては、経済的な相談が少ないとは思ったが、全体的には妥当なところと感じた。

時期的には少し前の報告になるが、福岡教育大学の鶴（1998）が、保健管理センターの心理相談の内容を分類して次のように整理している。

- A. 修学相談：不本意入学、大学の再受験、転学科、単位不足、留年、休学・復学、退学
- B. 生き方相談：自分がわからない、性格、対人関係、恋愛、同性愛、宗教、職業選択

- C. トラブル相談：宗教，カードローン，アルバイト，美容整形，性的被害，ストーカー的被害，三角関係，教職員とのトラブル
- D. 心理的不安定：対人関係，恋愛，試験・卒論・修論不安，実習不安，就職不安
- E. 神経症，分裂病およびそれともなう問題の相談：抑うつ，無気力，摂食障害，不眠，吃音
- F. 教職員からの学生指導上の相談

以上のような状態であるが，現在大きな課題意識として出てきている発達障害傾向の学生のことが報告上では出てきていないところに気がつく。

### 3. 大学・短大にとっての学生相談の現代的な意義

臨床心理学の第一人者と言われていた，今は亡き河合（1998）が学生相談の歴史を振りかえって，学生相談は，ともかく学生のために援助しようと思った熱心な教員，事務職員たちが始めたもので，「『相談』というのは『人生経験の豊富な人』がすればいいので，その『専門家』などというのがあまり考えられなかったのが実情である」としている。本論文執筆者も，少し前まで，そのような認識であった。

しかし，今や状況は一変した。大学運営と発展に欠かせない部門になっているのである。各大学とも知恵を絞り，工夫を重ねている。それには，大きな理由がある。斎藤（2010）は，それは少子化時代の中で経営的視点を重視せざるを得ない時代，「面倒見のいい大学」を志向する風潮が強まっていること（斎藤，2010），さらに当時の文部省から「大学における学生生活の充実方策について」（2000）という文書が提示され，各大学が対応しなければならなくなったからである。この文書は当時山口大学学長であった著名な数学者・廣中平祐が座長になってまとめたものなので「廣中レポート」と呼ばれ，有名である。大げさに言うと，大学人の大学観を180度転換させる，まさにコペルニクスの転回をうながすものだった。そこで，その文書の内容について紹介したい。

まず，さかのぼること昭和33年（1958），学徒厚生審議会答申というものが出され，それでは「学生の主体的条件に働きかける教育的指導を行うことによって，その人格的形成を総合的に援助する」正課外教育の役割の重要性が強調されている。つまり，この答申は「まさに大学の大衆化が始まろうとする時代において，すでに，学生の質的変化を踏まえて，学生の人格形成に対する大学の責任を述べたものであるが，それから40年以上を経た現在に至るまで，この点に対する大学の取り組みが遅れてきたことは否めない」と大学を批判している。そして，そうなった理由として，「大学における主役は教授研究を行う教員であり，学習する側である学生が常に脇役であり続けたことと無縁ではない」としている。つまり，「教員中心の大学」から「学生中心の大学」への転換を提案している。そのために，教員の意識改革，教員の学生教育に対する研修の実施，事務職員の学生や教員への助言，支援の専門性の強化，教員と事務職員の連携強化などを掲げている。

こうした大学改革の一環として，学生相談についても言及している。まず実態として，大学全体の92.3%で，何らかのかたちで学生相談機関が設置されている。うち66.4%の大学でカウンセラーを置いているが，常勤のカウンセラーを置いている大学は21.3%で少ないとしてい

る。そして大事なこととして、「これまで、学生相談機関は、問題のある一部の特別な学生が行くところというイメージが根強くあったが、本来、学生相談は全ての学生を対象として、学生のさまざまな悩みにこたえることにより、その人間的な成長を図るものであり、今後は、学生相談の機能を学生の人間形成を促すものとしてとらえ直し、大学教育の一環として位置づける必要がある」としている。この文章には学生相談のあり方をめぐりいさつがある。学生相談が精神医学的な治療の場か心理的支援の場か、さらには心理的支援の場か教育的支援の場かといった葛藤を含んでいた。国立大学を中心につくられた保健管理センターは所長が精神科医であることが多く、精神医学的な治療の場といった雰囲気が漂っていた。一般学生は風邪とか腹痛とかでは行くが、それも病院のイメージに近い。

さて、相談室の今後の方向として、学生相談の件数が増加していることを踏まえ、可能な限り常勤（選任）カウンセラーの配置、相談機関を支えるスタッフの強化も指摘している。また、相談内容がきわめて多様化、複雑化している状況を踏まえ「何でも相談窓口」を設置し、まずそこでしっかり受けとめ、その上で相談内容に応じて、学内外の専門家に紹介するという仕組みも提案している。その他さまざまな提案をしているので、大学の教職員の必読文献と思われる。以下で検索すればすぐ出てくるので参考にされたい。（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/012/toushin/000601.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/012/toushin/000601.htm)）

#### 4. 学生相談の歴史

ここまでは、学生相談というものを当たり前のものとして記述してきた。しかし、やはりそれなりの歴史、悩みもあった。第二次世界大戦後に絞って、それらを述べてみたい。

東京工業大学保健管理センター教授・専任カウンセラーである斎藤（2010）は大山他（2000）の研究を手掛かりに、2000年までの、学生相談の歴史を5期に分けて特徴づけている。他の文献も参考にしながら歴史をたどっていききたい。

第1期（黎明期、1946～）

第二次世界大戦終了後、アメリカは戦後の日本の教育のあり方を援助するため教育使節団を送った。その使節団の中に、大学での学生支援のあり方に関する専門家が5名含まれていた。彼らは「アメリカのSPSやカウンセリングを紹介するための委員会」から派遣されていた。SPSとはStudent Personnel Servicesのことで、これを厚生補導と訳したようだが、ここから日本における学生支援の視点がやや、指導的なニュアンスを持つものになっていったのではないかと本論文執筆者は想像した。さて、この委員会の方針は明確である。①正課の内外を問わず、学生を支え、育てていくことは教育機関としての大学の本質的使命である。②その役割は全ての教職員が関与して展開されるべきである。③その上でカウンセラーなどの専門家はより困難な事態への対応を受けつととともに、一層の充実に向けて研究活動の責務を担う。いいかえれば、研究・教育・行政の実践的総合としての新しい領域の確立が提案されていた。以上のことを実現すべく京都大学・九州大学・東京大学で厚生補導研究集会在3ヶ月にわたって開催された。

## 第2期 (充実期, 1953～)

アメリカ使節団の啓蒙活動の結果、東京大学と山口大学に我が国はじめての学生相談所が設置された。また、文部省から「学生助育総論—大学における新しい学生厚生補導」という文書も出された。日本学生相談学会の前身にあたる学生相談研究会も発足した。このように、学生相談という考えは広がっていったが、そのままには発展することはなかった。

## 第3期 (衰退期, 1960～)

## 第4期 (停滞期, 1970～)

3期、4期は大学紛争などの最中で、厚生補導関係の職員がその対応に追われていたり、一方では相談は専門家に任せておけばよいといった風潮があったり、カウンセラーもややもすれば狭義の心理治療という枠の中での活動になっていたり、さらに国立大学を中心に保健管理センターが学生相談を行うという方向になり、一層精神科的治療の場といった印象を与え、すべての学生のための、広い意味での教育的支援という役割を取ることができていなかった。したがって、学生相談・学生支援は大学教育の中で傍流とみられ、人員・組織・予算などの面で恵まれない状況が続いた。この傍流という意識は、今でも大学人の中に多いのではないだろうか。

## 第5期 (再興期, 2000～)

先に紹介した「廣中レポート」をきっかけに、改めて、学生相談あるいは学生に対するサービス、学生支援の重要性が再認識された時期ということになる。前述の大山(2000)、斎藤(2010)により時代区分はここまでであるが本論文執筆者があえて、第6期を特徴づけてみたい。

## 第6期 (学生支援本格化期)

いよいよ少子化の時代、発達障害傾向のある学生の入学、不登校、退学学生の増加、その他古典的な学生像の崩壊の時代に入り、各大学が学生支援を本気で考えるようになったとともに、一方、臨床心理士ブーム、スクールカウンセリングブームもあって、学生支援を具体的に考えるようになったのではないかと推察する。各大学さまざま工夫をしている。

以上のように歴史を概観したうえで、斎藤(2010)は現段階を3つの視点からまとめている。

### 1) 組織的な側面

- ① 学生相談は大学教育の一環であることが再認識されつつあること
- ② 学生相談・学生支援にかかわる新しい形態のセンターを作る動きが生じていること（これについては、本論文の別の節で紹介）
- ③ 相談件数の増加・対応困難事例の増加から、カウンセラーの新たな配置・増員の傾向にあること

### 2) 具体的な諸活動

- ① 活動が広がりを見せ、心理教育的なプログラムの工夫が進んでいること（心理教育的なプログラムとは、たとえば、うつ病予防のための教育とか不登校予防のための教育とかをさす。）
- ② 教職員が「何でも相談」の一翼を担う動きが改めて出現していること
- ③ 学生の相互援助力を賦活する活動やプログラムが増加していること（たとえば仲間カウンセリング・ピアカウンセリングといって、先輩学生が課題を抱えている学生の支援をすること。ともに支援する方は力量が鍛えられるし支援を受ける方は同年配なので親しみや

すいなど双方にメリットがある。)

### 3) 学生支援にかかわる隣接領域

- ① 学生相談と保健管理が再分化し始めていること（一般学生の生き方支援と精神科的課題のある学生との支援に相対的な区別をして、双方が支援を受けやすくする。）
  - ② 修学・進路・就職といった実的な支援も重視し、キャリア相談と連携・協同がすすめられ始めていること
  - ③ ハラスメント対策が勧められ始めていること
  - ④ 臨床心理士コースがあるところで、学生相談とどう連携するかは模索段階であること
  - ⑤ 留学生相談は今一つ明確になっていないこと
- などである。

## 5. 緊急を要する課題

2015年現在、日本学生相談学会理事長の斎藤憲司氏は2015年7月1日付の学会ホームページにて喫緊の諸課題として「学生の自殺防止のためのガイドライン」(2014)、「発達障害学生の理解と対応について－学生相談からの提言－」(2015)を挙げていた。また、「学生相談機関ガイドライン」(2013)にも言及している。つまり、発達障がい学生の対応が学会として今一番大切と考えているのであろう。これらはインターネット上で、発達障害に関するキーワードを設定、検索すれば見ることができる。さらに本論文執筆者としては「大学における緊急事態に対応するためのガイドライン」も喫緊の課題と考えられるため、3つの資料を紹介したうえで、緊急事態に対応するためのガイドラインについて言及してみたい。なお、各ガイドラインはそれ自体がすべて重要なことを要領よくコンパクトにまとめられており、要約しがたいので、本論文執筆者が興味を引いたところを中心に紹介したい。

ガイドラインの中に「学生支援の3階層モデル」ということばが、支援を考える上での基本概念としてしばしば出てくる。その言葉の意味を紹介することから始めたい。この言葉は独立行政法人である日本学生支援機構から出された提言「大学における学生相談体制の充実方策について」(2007)において提案されている概念で、学生を支援する場合、常にこの概念を想起しながら、各層での支援を同時並行的に進めていこうというものである。

まず、第1層は「日常的学生支援」の層で、具体的には学習指導、研究室運営、窓口業務など、日頃の学生との接触の中で、すべき支援である。それぞれの教員、事務職員が日頃から学生への丁寧で親切な対応の中ですべき支援ということになる。

第2層は「制度化された学生支援」の層で、制度として確立した支援の仕方を言う。たとえば、クラス担任制度、あるいは学生一人一人に対し、入学から卒業まで学習全般の指導、助言及び相談を行い、効果的な学習を支援するアカデミック・アドバイザー制度（指導教員制度）などを通して学生支援を行う。

第3層は「専門的学生支援」の層で、学生相談機関、キャリアセンター、学習支援センター、保健管理センターなど、第1層、第2層では対応できない学生の個別ニーズへの、教育的・専門的支援を行う。これらのことを念頭に、支援を進めようというわけである。

さて、まず「自殺防止のためのガイドライン」であるが、この文書によると自殺を遂行するに至るには3つの要因があるという。1つが「獲得された潜在的自殺能力」。恐怖や痛みにさらされた結果、「死んだほうがまし」といった心理的準備ができること。2つには「負担感の知覚」。自分が家族、友人、社会にとって負担になっているという認識で、「それなら消えてしまいたい」となっていく。3つには「所属感の減弱」。なかま、集団から孤立して一人ぼっちという感覚に陥ること。これら3つの要因が学生を追い詰めていないかを早期に発見し、上に述べた各層それぞれがその要因の進行をすこしでも防止しようというのが、このガイドラインの骨格となっている。たとえば、「日常的関わりにおける防止策としてどんなことをしたら良いか」の節では、第1層として少人数授業、相談しやすい窓口など、第2層ではオフィスパワーの設置、過度の負担にならないようなカリキュラムの検討など、第3層では学生を対象としたワークショップの開催など。本論文執筆者が注目したのは居場所・人間関係をつくるための仕掛けづくりの提案は実現したいものだと思った。ガイドラインの最終章の方で、自殺の実行が迫っている（危機）ときの対応も書かれている。その中で特に参考になったのは、「自殺をほめかされたときには、死にたいと思っているかを率直に尋ねる」、「死なないように説得するより先に、死にたいと思う心情や状況について共感するつもりで話を聞き、苦しみを受けとめる」などであった。「死にたい」といった場合、私たちは慌てるか、どうしてよいかわからないので、「冗談でしょう」といった態度で無視することが多いと思われる。それよりは、正直に、聴くことの大事さを言っていると考える。

次に「発達障害学生への理解と対応について」を紹介したい。まず、押さえておかなければならないのは、これらの学生への支援が、単に善意、人道主義からだけでなく、「障害者差別解消法」（2016年施行）に基づくものであるということだ。また、国連の「障害者の権利に関する条約」（2014年批准）で提案されているように、ハンディを補うための様々な試みは「合理的配慮」として整備すべきという思想にもとづくということである。ということはつまり、ハンディのある人々への支援は、本人の努力もさることながら、周囲の人々、大学でいえば、教職員、一般学生の方の理解の促進が大事ともいえる。

さて、同文書において、支援の実際は要支援学生の学年進行とともに変わっていくと述べている。それは4期に分かれ、入学期、中間期、卒業期、大学院学生期となる。たとえば、入学期は履修登録の仕組みや手続きがわからないから始まって、あらゆることがわからないで戸惑う時期だ。そうしたときに支援はキーパーソンとなる担当者を決めての支援など例示されている。中間期だと、ゼミ、実習などでの対人関係が生じる。実習などについては事前に生じる困難を予想し、対応を決めておくなど例示されている。卒業期は、大きな危機の時期で、就職活動、採用面接での混乱など予想される。それらについてはキャリア支援部署との緊密な連携が必要となる。このように「予想される具体的な問題」に対して「支援のポイント」という形式でまとめられて、参考になる。ただ、自分の障害を告知しない、あるいは自覚していない場合が多く、教員や周囲の学生にとって、上の述べた状況はいきなり眼前に現れるという感じがあり、困難なことが多い。

最後に、「学生相談機関ガイドライン」について紹介したい。「ガイドラインの目的」には「学生相談機関及び、そこに勤務するカウンセラー等が、優れた学生相談の実践を行うための目安



となる枠組みを提示すること」とある。しかし、それだけでなく「大学等の高等教育機関が、新たに学生相談機関を設置しようとするときや、既設の学生相談機関を充実させようとするとき、あるいは学生相談・学生支援組織を改組、統合、合併しようとするとき、そのほか、学生相談機関が何らかの課題に直面して判断に迷うようなとき、学生相談機関の使命や役割を明確にして効果的に機能する」ためのガイドラインとされている。

以上のような課題意識のもと、学生相談機関の役割、活動（業務）内容、組織、倫理、カウンセラーの配置と職能、施設・設備、学生相談機関の評価など11項目にわたってあるべき姿が提案されている。その中で、本論文執筆者にとって興味を引いたことをいくつか指摘したい。学生相談機関は、管理運営上校内の他の機関から中立的、かつ独立していること、カウンセラーの配置は小規模校の場合、学生1500人に1人以上、その重要性を考慮してカウンセラーはアウトソーシング（外部委託）を避けること、相談活動を支える事務部門が位置づけられること、その部屋は他部署と共用で無いこと、学生相談機関及びカウンセラーは大学構成員とのあいだに相互尊重と信頼の関係を気づくこと、カウンセラーが多重関係（カウンセラーであって、その学生の指導教員であるなど）にあって、公平な判断が損なわれる恐れがある場合はその役割を控えること、カウンセラーの仕事において直接的な対応（面談など）は全仕事量の3分の2程度にすること、残りの時間で記録等をするためである、専任カウンセラーは教授職（教育職）に位置づけられることなどである。

なお、この文書には明確には書かれていなかったが、カウンセリングにおける守秘義務の問題と関係職員間との連携の問題である。もしカウンセラーがカウンセリングにおいて知り得た情報を関係する職員と全く共有しないとすれば、大学にとってのメリットは半減するであろう。その学生の指導教員、関係する事務職員等とのケース検討をして、方向性を出すには、やはり情報を提供し、カウンセラーの所見も述べる必要があると考える。そこで、北添他（2005）は学校臨床心理士のためのガイドラインを紹介して、「守秘義務があるから相談については話せない」とせず、むしろ、「学校全体で守秘義務の大切さを考えていく方向を考え、場にそった柔軟な対応が期待される」としている。カウンセラー個人の守秘義務という発想から、職場全体での外部に対しての守秘義務という発想への転換も必要と感じた。

さて、最後に、大学における緊急事態発生時における対応ガイドラインの必要性についても述べておきたい。全国的にこうした文書があるのか、現時点では不明である。ただ、生命科学系のところでは情報漏えい等の件であろうか、対応マニュアルを作っているところは多い。また、学生が海外に研修に行っているときの事故に対しては、本学同様作成している大学があった。あるいは、地震、火災等の災害時の対応マニュアルもあった。しかし、本論文執筆者が想定しているのはそれらではなく、大学構内での自殺、犯罪事件などを想定した緊急時マニュアルないしはガイドラインである。その場合には、新聞社からの取材、警察の調査などが入り、一時期大騒ぎとなり、関係者はそれぞれ何らかの形で傷つく。

義務制の学校においては教育委員会を中心に対応マニュアルを作成しているところがある。また、スクールカウンセリングと関連して、臨床心理士団体でもそうしたマニュアルを作成している。ここで、そのマニュアルの内容について具体的に述べるのが目的ではなく、単にその必要性が課題であることを指摘するに留めたい。

## 6. 学生相談の実際

データとして若干古いものではあるが、全国学生相談研究会編による「全国大学学生相談ガイド-こころのオアシス156-」から大学相談の特徴が報告されているので紹介する。

以下の内容は凡そ50校の相談の特徴を抽出し、まとめたものである。

- ・入学時に心理的不適応を起こしやすい性格傾向の学生を援助する目的で、悩みの調査、UPI(学生精神的健康調査)を実施し、場合によっては呼び出し面接に応じてもらう。

- ・カウンセラーと医師が連携して解決や治療にあたることもある。

- ・5キャンパスのうち、1キャンパスだけにカウンセラーが常駐しているため、他のキャンパスは無料で電話相談ができるよう便宜を図っている。

- ・参加は自由だが、毎年2泊3日の自己啓発セミナーを開催し、日頃考えないようなことや経験できないことを企画している。

- ・相談室の設備が充実しており、ボディー・ソニックや大型プロジェクション・ディスプレイ装置やリラクゼーション用の音楽ソフトが常備されている。学生が好みのCDその他の持ち込みも可能であり、コーヒー・紅茶その他飲み物やお菓子も常備されて、よろず相談所を心がけている。また年1回「エンカウンター・グループ・セミナー」を開催している。

- ・個人相談と年1回1泊2日の自己発見グループセミナーを実施し、終了後も月1度の集まりと、年度末にはメンバー手作りの文集を発行している。

- ・相談室に開架の図書置かれた書棚、箱庭療法セットを置き、学生が自由に使える談話室を用意している。

- ・常勤の専任カウンセラーが3名いることから、保護者や教員からの相談も多い。精神科の医師と連携して解決に当たっている。年1回2泊3日の自己開発セミナーを実施している。

- ・4月に新入生全員の面接を行っている。学生生活が軌道に乗るまで世話をする学生の先輩組織があり、学生相談室の委員会と連携して事に当たっている。

- ・相談室を昼休みの時間帯も開室。性格や職業に関する検査が無料で受けられる。年2回カウンセリングに関する講演を行う他に、BGMの工夫、心理関係の図書貸し出しサービスやセンターニュースを発行し、学生が来室しやすい工夫をしている。

- ・UPI検査をし必要に応じて面接をする。不安が弱い学生にもフォローの手紙を出し、必要に応じて面接をする。

- ・教授会で学生の精神保健上の援助のあり方について、啓発活動をおこなっている。

- ・来室しやすいよう若い人のセンスに合わせた環境を用意している。採光を十分にとった面接室、応接セット、BGM、プラント、絵を工夫し落ち着いた雰囲気を作っている。

- ・お昼休みに毎日学生相談室を開放し、お弁当を食べながらグループを開いている。教職員との連携を大切にしている。コミュニティールームとして毎日1時間開放。

- ・毎年、新入生をクラス毎(約20名)にセンターに招待して懇話会を持ち、スタッフの周知とどのような相談があるかを紹介している。合宿や他大学との合同セミナーを実施している。

- ・ヨガを用いたリラクゼーション・グループを常時行っている。フォーカシングセミナーの実

施。「学生相談室活動の報告」の発行。エンカウンター・グループ、自立訓練法等のサービスプログラムの実施、アサーションセミナー、こころとからだのリフレッシュセミナー、就職と仕事を考えるセミナー、自分を知るセミナー、その他保健体育・心理学関係の講義の担当。

- ・お茶が飲める、精神衛生関係のCD、その他テストの用意。
- ・大学のセミナーハウスを使い、休業期間スキーや話し合いをしながら自己理解・他者理解を深める合宿を行っている。自分探しの旅。
- ・学生のたまり場として一部開放している。自由にお茶を飲みながら本棚のものを利用したり、おしゃべりに興じる等している。
- ・座禅ワーク、ミュージックトーキング・心理劇など活動を行っている。談話室でくつろぐ。フリートーキング、コラージュの実施。
- ・学生相談室が学生サービスセンター（本屋・食堂・売店…）の中にあり、非常に利用しやすい。
- ・学生談話室の名称「何かあったら談話室・何もなくても談話室」がキャッチフレーズ
- ・学生相談室には、学生からも寄付を仰ぎ、多数の書籍（漫画も）が並ぶフリースペースとなっており、最新の給湯器も設置。
- ・運動療法と称し、スタッフと希望者が週1回テニスを楽しむ。
- ・毎年1回学生生活実態調査を行い、学生の現状や傾向等に関する研究・調査・広報活動に役立っている。
- ・学生の人間的な成長発達をめざす「グループ」の重視。自由な話し合いの会は自分探しや友達作りに有効。週1回「オープンフライデー」、月1回の「土曜友の会(卒業生や社会人にも開放)」。会員制でなく、200円の会費制。ビア・ガーデン、カラオケ、忘年会、追い出しコンパの開催。長期休業中にエンカウンター・グループを行う。
- ・「キャンパスコール」と称する電話相談を専用の電話で行っている。学生の生き方や自己成長、自己啓発や自己コントロール、生涯にわたる心身健康等について授業を行う。
- ・医大の保健管理センターのため、地域とのつながりを大切にして、地域に開かれたセンターを目指している。

以上、各大学の先駆的な取り組みから学生相談室の創意工夫と努力が窺える。因みに本学の実態は、週1の非常勤カウンセラーと本学の発達心理学を専門とする教員1名、臨床心理学を専門とする教員1名が授業と兼務で相談に当たっている。相談件数はそれほど多くないが、これは担任制を敷いており、担任が相談の多くに当たっていると考えられる。相談室の環境は決して理想的とは言えず、また、上述した大学のような創意工夫も施されないまま今日に至っており、改善の余地のあることを示唆している相談室と言える。

## 7. 学生に対する指導体制の充実

### 学生相談の捉え直し

学生に対する指導体制の充実を図るには、先ず学生相談の捉え直しという観点が必要となってくる。

(1) 教職員のおかれた状況－学生相談から学生支援へ－

大学の状況が変わり始める要因となったのは、1992年をピーク18歳人口の減少である。これにより経営危機に陥ることが危惧され、各大学は生き残りを賭け経営戦略が求められたことと、文部科学省の教育政策と相まって大学間競争が激化してきたという流れがある。大学を取り巻く環境変化は教職員のあり方にも大きな影響を及ぼしており、特にここで取り上げたいことは、学生の学習や学生生活の支援のために種々のサービスを提供する必要に迫られていることである。学生対応は手間暇が必要な業務でありながらも評価されにくい面があり、また、一方では注目を引くプログラムの企画や短期間に数値で結果が示される取り組みも求められる。これらは教育的あるいは成長促進的な観点というよりは大学に危機管理からくる戦略的な文脈からきていると皮肉さはあるが、いずれにしても学生の利益に繋がればよいことである。少子化は教員の生活も大きく変えつつあるが、具体的には経営効率化や学生募集の名目での業務が増え、学生たち一人ひとりに丁寧な眼差しを向ける余裕がなくなってきている。また、大学の大衆化により特に私学においては、経営面から定員割れを防ぐために入学し易い環境となった現在、基礎学力が不足していたり、人間的な成長面で問題を抱えていたり問題が多く、嘆きたくするような実情の中で、教員は学生を大学生として大人扱いするのではなく、大人に成長していくように育てる意識の転換が求められている。このように、以前は先述のように学生相談は学生相談室を中心に学生の内面にスポットを当てて進めていくという考え方から、教職員が一つとなって様々な学生を相手に様々なニーズに応えていくという、「学生相談」から「学生支援」へという考え方の転換が求められていると言える。

文部科学省は、この学生相談の捉え直しを以下の様に表現している。「これまで、学生相談機関は、問題のある一部の特別な学生が行くところというイメージが根強くあったが、本来、学生相談は全ての学生を対象として、学生の様々な悩みに応えることにより、その人間的な成長を図るものであり、今後は、学生相談の機能を学生の人間形成を促すものとして捉え直し、大学教育の一環として位置づける必要がある」としている。これはつまり、学生個人個人に焦点を当てて、学内外への適応や心理的成長を促し、大学の目標にかなう形で、クリニック的な心理臨床、厚生補導的な個別性に応じた働きかけ、そして教育・発達の援助的な働きかけを的確に行っていくことと言える。

(2) 今後の課題

文部科学省は、以下のことを改善策として掲げているのでその要約を紹介する。

1) カウンセラー等の充実

相談件数の増加は、相談担当者に相当の過重負担になっていると指摘されていることから、学生相談に適切に応えることができるよう人的な充実が求められる。これは一人が何でも対応するのではなく、心の悩みに対して心理的面接技能を有するカウンセラー、修学や進路指導を専門に支援するアドバイザー等、専門を積極的に配置することが望ましい。そして相談室にはいつも同じ人がいるという安心感から、常勤（専任）カウンセラーの配置が望ましい。

2) 学生相談機関と学内外の諸機関との連携強化

学生相談の担当者からは、学内における学生相談機関の位置づけが曖昧であったり、また、その身分も教員や常勤の職員とは限らないため、学生相談で得られた知見が、必ずしも大学の

教職員や責任者に伝わらないという指摘がある。学生担当者の意見がシステムとして適切に大学の教職員に伝わり、大学運営に反映される仕組みを整えることが求められる。また、地域や医療機関との連携体制の整備も重要である。

### 3) 「何でも相談窓口」の設置と談話室の運営

学生の相談する内容は極めて多様であることから、実際に相談に応じる者も相談内容によって異なると考えられ、また、その相談内容も相互に関連する事柄が多い。このようなことから、学生がある悩みについて相談しようとしても、どこに相談をすればいいのかわからなかったり、窓口でたらい回しにされてしまうことも起こっている。また、学生が自分の指導教員に個人的に相談する場合も多く、指導教員が対応できる範囲を超えてしまう場合もある。このようなことに対処するため、学生のあらゆる相談に応じる全学的な「何でも相談窓口」を設け、そこで基本的な相談に応じつつ、相談内容に応じて適切な学内外の相談機関や教職員を紹介することが有効であると考えられる。「何でも相談窓口」の担当者としては、学生指導の経験が豊かな教職員が望ましいが、心理学の教員、カウンセラー、カウンセリングの研修を受けた事務職員、心理専攻のスタッフの起用が考えられる。

### 4) 不登校への対応

大学においても不登校の問題が指摘されており、ある国立大学の調査では1～2%存在すると推計されている。また、アパシーや勉強意欲の減退などの理由で休学や退学をする学生が増えており、この中には不登校生がかなり含まれているとみられている。不登校の原因としては、思春期を受験勉強に費やしたことからくる問題、何事もきちんとしなければ気が済まない脅迫的性格、青年期の長期化（モラトリアム）などが指摘されている。この不登校を肯定的に「自分と向き合い自分と付き合う時間、自分を作りかえるために時間」と捉えることもできる。そして、不登校生のうち、相談機関に繋がる学生は卒業にこぎつける割合が高いと報告されていることから、教員・教務課で気になる学生についてはきめ細かな相談・援助を行っていくことが求められる。また、各大学において、大学に出ていけないが勉強したいという不登校生のために、放送大学や英検等の技能審査やTOFEL等の学外での学修を活用した柔軟な単位認定の仕組みの導入のほか、弾力的な休学制度の運用や、復学の際の適切な援助の方法について検討することが望まれる。

この他にも、就職指導については「学生の状況と大学の取り組み」や「今後の改善方策」、修学指導についても細やかに示されているが割愛させていただく。さらに、学生の自主的活動及び学生の関係施設の整備も指導體制に充実として推奨しているが、教員中心から学生中心の観点からと学生の主体性の育成と社会的な成長の促しから、「学生の希望・意見の反映」を求められていると言える。これは以下のピア・サポートを参照されたい。

### 5) ピア・サポートへの取り組み

上述の学生の自主活動については、近年いくつかの大学で取り組みが進んでいるので紹介したい。ピア・サポート（Peer Support）とは文字通り仲間による支援・援助活動である。非専門家による対人的な支援という意味ではセルフヘルプ・グループと重なるところは多いが、ピア・サポーターはサポーターとして訓練を受けた者が自覚をもって仲間を支援・援助するという点が概念的に異なる。大学でのピア・サポーターは「悩みがあるときには多くの学生はまず

友だちに助けを求める」という事実に基づく学生の援助方法の1つであり、また、援助者の傾聴スキル向上にもつながる教育の1方法でもある。

#### 6) 本学の課題

相談件数はそれほど多くないと先述したが、しかし、心理学や人間関係の授業を通し感じることは潜在的に問題を抱えている学生は多く、また、少し手助けをすればよりよく成長・発達していくのではないかと思われる学生は多いということである。このようなことから常勤の専任カウンセラーを配置し、他大学が行っているようなメニュー豊かな相談支援を試みることは重要である。特に、明るく来室しやすい相談室の設置など環境面への配慮やクリニック的な面は大切にしながらも「何でも相談室」の談話室的な相談室へ転換を図ることで潜在的な学生の利用に繋げること、また、各種必要な検査の実施やセミナーの開催、ピアサポーターの育成等と支援内容を豊かにすること、教職員との情報の共有化と連携、教職員へ支援の仕方（支援の困難性や独善化の防止）や様々な役立つ情報の提供等、実現可能な課題は山積みである。他大学に比べ学生支援のあり方について試行錯誤が若干不足していたことは否めないが、これは反省と同時に今後の課題として捉え、学生支援の向上に努力していきたい。

### 注

- 1 田中健夫他「欧米の学生相談の動向と我が国への示唆」、『大学と学生』5月号, 2004
- 2 川上華代「現代学生の特徴と学生相談についての一考察」, 和光大学現代人間学部紀要, 第6号, 2013
- 3 藤原勝紀「学生相談の大学における位置と役割」, 『学生相談と心理臨床』, 金子書房, 1998
- 4 岡田淳子他「キャンパスライフサポートに求められるもの」, 新潟青陵大学大学院臨床心理学研究, Vol.4, 2010
- 5 與久田巖他「学生相談室の利用状況の分析」, 立命館大学・社会システム研究, 第22号, 2011
- 6 鶴光代「保健管理センターにおける心理臨床活動」, 『学生相談と心理臨床』, 金子書房, 1998
- 7 河合隼雄「心理臨床と学生相談」, 同上書
- 8 斎藤憲司「学生相談の理念と歴史」, 『学生相談ハンドブック』, 学苑社, 2010
- 9 北添紀子他「学校臨床における守秘義務および他職種との連携に関する意識調査」, 心理臨床学研究, Vol.23 No.1 2005
- 10 福岡県臨床心理士会編『学校コミュニティへの緊急支援の手引』, 金剛出版, 2005

### 参考・引用文献

氏名 タイトル, 発行社, 年号

日本学生相談学会50周年記念誌編集委員会 学生相談ハンドブック 学苑社 2010年

- 全国学生相談研究会議, 専任カウンセラー懇話会, 学生相談ガイド編集委員会 全国大学学生  
相談ガイド ころのオアシス156 実務教育出版 1996年
- 学生文化創造 学生支援・相談の基礎と実務～学生生活のよりよい支援のために～悠光堂  
2014年
- 東京大学 大学院理学系研究科・理学部監修 学生支援室/下山晴彦編著 学生相談・学生支  
援の新しいかたち 岩崎学術出版社 2011年

### 参考資料

- ・「大学, 短期大学, 高等専門学校における学生支援の取り組み状況に関する調査(平成22年度)」  
集計報告 独立法人日本学生支援機構 平成23年6月
- ・「大学, 短期大学, 高等専門学校における学生支援の取り組み状況に関する調査(平成25年度)」  
集計報告 独立法人日本学生支援機構 平成26年12月
- ・学生相談機関ガイドライン 日本学生相談学会 平成25年3月
- ・大学における学生生活の充実方策について(報告) -学生の立場に立った大学づくりを目指  
して- 文部科学省 平成12年6月
- ・中島絵美 学生相談のあり方と取り組みの検討 こども教育宝仙大学紀要2 2011年3月

\*なお, この論文で言及されている文部科学省から出されたものを中心とした公文書は全て,  
ウェブサイトで検索すると閲覧できる

